

健全な飲酒環境の整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年六月十八日

浜田和幸

参議院議長 山崎正昭殿

健全な飲酒環境の整備に関する質問主意書

世界保健機関の調査によれば、過度の飲酒を原因とする死者は世界で約三百三十万人であり、死者総数の約六パーセントを占めると発表されている。

他方、酒類の知識と地域特性に熟知し、公益活動等を通じて地域社会の発展に長く貢献してきた酒販小売業者は、規制緩和の名目のもとに、平成十五年九月の人口基準の廃止により酒類小売業免許が実質自由化された結果、倒産、転廃業などが後を絶たない。

このような現状を鑑みれば、健全な飲酒環境の整備は不可欠であり、政府は酒販小売業者に対して積極的な取組を行うべきである。

このような観点から、以下質問する。

- 一 規制緩和の名目の下、平成十五年九月の人口基準の廃止により酒類小売業免許が実質自由化された結果、多くの酒類小売業者が倒産、廃業している。酒類小売業者の倒産、廃業について、直近の数値を示されたい。

- 二 平成十五年九月の実質自由化の前後で、酒税の税込額はどのように変化したのか。実質自由化の前後の

二年間の税収額について数値を示されたい。

三 酒類の過度な価格競争は大量飲酒などの社会的問題を招くものであり、清涼飲料水に近い価格の酒類は未成年者の飲酒問題につながり、治安の悪化や深刻な家庭内問題等の要因となる。特殊性を有する酒類の過度の価格競争を終息させるべく適切な指導を行うべきだと思われるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。